

低入札価格調査時における数値的判断基準

明石市公共工事低入札価格調査実施要領第9条第1項で定めている「数値的判断基準」は、次のとおりである。

1 工事費内訳書の調査基準

- (1) 数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。
- (2) 材料、製品は、設計仕様に適合した品質・規格であること。
- (3) 建設廃棄物は、適正な処理費用を計上していること。
- (4) 直接工事費は、設計金額の75%以上であること。
- (5) 共通仮設費積上分（指定仮設分）は、設計金額の75%以上であること。
- (6) 共通仮設费率計上分（準備費・安全費等）は、設計金額の50%以上であること。
- (7) 現場管理費と一般管理費等の合計額が設計金額の55%以上であること。

2 「数値的判断基準」の調査結果

最低価格入札者から提出された工事費内訳書について、上記1の調査基準を満たすか否かを審査し、基準を全て満たす場合は「数値的判断基準」を満たしているとして「適」の調査結果とする。

ただし、1項目でも基準を満たしていない場合は「不適」の調査結果とする。

※上記の基準は、平成29年4月10日以後に公告（通知）する案件から適用する。